

# 「学校事故対応に関する指針」の見直しについて

## 【学校事故対応指針について】

学校における事故の発生を未然に防ぐとともに、学校の管理下で発生した事故に対し、学校及び学校の設置者が適切な対応を図るため、文部科学省に設けられた有識者会議において検討を行い、平成28年3月に取りまとめられたもの。

### <指針のポイント>

1. 事故発生の未然防止のための取組
2. 事故発生後の取組
3. 調査の実施  
    《基本調査》 ⇒ (判断) ⇒ 《詳細調査》
4. 再発防止策の策定・実施
5. 被害児童生徒等の保護者への支援
6. 他の指針との関係

## 【第三次計画における記述】


### Ⅱ 4. (4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

このため、事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する。

## 第1回の会議でいただいたご意見

- ❑ 死亡事故等が起こった際、その児童生徒の元々の既往の問題があることや、またその保護者がどのような意向を持っているのかで、詳細な調査というものを望まれない場合もある。また交通事故等の場合も、学校管理下といってもまた状況が変わってくるので、そのあたり今後は事故対応の報告を求める対象の事故とは何かについて整理していく必要があるのではないかと。
- ❑ 学校事故対応に関する指針では、基礎調査は学校が担うということになっているが、学校現場の教員がそのやり方をおそらく知らないのではないかと。あるいは基礎調査を実際にどうやって何をすべきかがあまり認識されていないのではないかと。そのため、学校で行う基礎調査のやり方について少しわかりやすいマニュアルのようなものを作るということも必要ではないかと。
- ❑ (学校事故対応指針上、調査委員会は)学識経験者や専門家などで調査委員会を構成することのだが、この専門家の職種や専門性のあたりまで踏み込んで書かれていないので、場合によっては原因究明や予防策を検討するのに十分ではない専門性の方しか集まらない場合があるのではないかと。例えば、施設とか設備系など、「こういう専門家の構成とする」、といった点は指針の中でもう少し言及があってもいいのではないかと。
- ❑ 調査委員会の専門家とは何かについては詰めていく必要がある。そもそも学校安全の専門家はいないのではないかと。だからそれぞれのかかわる専門の人たちがあの形で科学的に関わっていくような調査委員会の仕組みが必要。
- ❑ 私学への対応については特に留意が必要。現行の事故対応に関する指針は国公立学校を中心に想定されているが、私学は事情が異なるため、別の手当が必要になる(事故対応指針の議論だけでなく学校安全全般について)。
- ❑ 「被害児童生徒の保護者への支援」も重要。第三次計画の議論の中でも、被害児童生徒の保護者への支援の一つとして、事故対応支援コーディネーターというものが入ったが、果たして機能しているのか、実際に置かれているのかが、よくわからない。今回の議論の中でもしっかり見ていきたい。




## 今後の検討の方向性(案)

- ✓ 引き続き、本日の会議でご議論いただく。
- ✓ 不足している論点はないか、論点の洗い出し。

## 第1回の会議でいただいたご意見

- 保育事故の方は政府で一元的に死亡事故情報を集約するシステムになっているが(※)、学校事故の方はそういうシステムがないために現場から上がってこないのではないかと。  
※ 保育所・幼稚園・認定こども園等における死亡事故等は「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成27年2月16日府政共生96号、26初幼教第30号、雇児保発0216第1号)等に基づき内閣府・文部科学省・厚生労働省に報告のあった事故の情報について、内閣府において集約・データベース化・公表されている。
- 事故対応指針の運用や周知徹底の方が課題ではないか。再度、全国の都道府県や政令市あるいは市町村教育委員会学校の設置者宛にその通知して、重大事項を防ぐ上でも必要なことなので、きちんと指針に沿った対応をお願いしたいということを正式に依頼してはどうか。
- 報道等で重大事項があったにも関わらずこの指針に沿った対応がなされていない場合などは、国によるヒアリングを実施し、その要請に応じてもらうような仕組みも必要ではないか。
- 私立の学校などが(事故対応指針を踏まえて)きちんと対応できてないという話を聞くことがある。
- 一般の教職員の方では事故対応指針を知らない者が多いので、現職の教育教職員研修の中にきちんとこうした内容を標準化していくことが重要。教員養成段階において事故防止を必須科目として位置づけ、時間をかけて定着を図ることも必要ではないか。
- 災害共済給付のシステムにより、全てのデータが集まっている日本スポーツ振興センター(JSC)に集まるのであれば、それらのうち調査対象とすべきものについてはプッシュ型で「これは調査すべき」という情報出すとか、データ連動した取組もできるのではないかと。



## 今後の検討の方向性(案)

- ✓ 引き続き、本日の会議でご議論いただく。
- ✓ 不足している論点はないか、論点の洗い出し。

## 第1回の会議でいただいたご意見

- ❑ 調査委員会の設置は、学校・学校設置者単位で置くことになっているが、事務負担・財政負担の観点から難しい面もあり、調査委員会の調査能力にも限界がある。しっかりと調査員会を機能させるためにも、例えば国において一元的に置いた方が、その調査の質を保たれるのではないか。
- ❑ (事故情報に係る) ミクロデータとマクロデータをうまく組み合わせて分析をしていく必要がある。仮説の検証や対策に関する様々なヒントや示唆が得られることから、ケーススタディにはミクロデータはとても重要である。一方、交通事故の分析において効果が見られているように、マクロデータは全体が見られるので、どんな事故が今増えているのか、なぜ起きているのか、ということなど、様々な検討ができる。ミクロ分析で得られた対策案についての仮説を立て、それはまたマクロで検証していくという形で、両者を組み合わせて学的に進めていく必要があるのではないか。
- ❑ データの分析については高い専門性が求められるので、外部の専門機関と連携したり、研究者に加わっていただくなどの形により専門性を確保する必要があるのではないか。



## 今後の検討の方向性 (案)

- ✓ 引き続き、本日の会議でご議論いただく。